

(再生利用業(再生活用業)の個別指定に係る審査基準)

再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物(以下「対象産業廃棄物」という。)について、次の要件を満たしている場合であって、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると認められること。

- 1 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の処分の再委託を受けることはないこと。
- 2 再生活用の用に供する施設および申請者の能力が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の5各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生活用を業として行おうとする者が再生活用を的確に遂行するに足りる知識および技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第1号ロ(1)または同条第2号ロ(1)に掲げる要件に適合する者とみなすこと。
- 3 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。
- 4 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。
- 5 再生活用の過程において生ずる産業廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- 6 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- 7 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 8 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

参考

【根拠法令】

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

第14条第1項

再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)が、指定に係る事業の範囲、事業の用に供する施設(車両等を除く。)又は産業廃棄物の保管の場所を変更しようとするときは、産業廃棄物再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第17号)に、指定証並びに当該変更の内容を記載した書類及び図面で市長が必要と認めるものを添付して市長に申請し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、第16条に定めるところによる。